

受付番号： 2019-1-191

課題名：死後 CT 画像上での大動脈解離の評価・診断に関する研究

1. 研究の対象

本学で 2009 年 4 月～2019 年 5 月までに法医解剖前 CT を撮影した約 1700 例。

本学で 2019 年 6 月～2021 年 3 月までに法医解剖前 CT を撮影する症例。推定 100 例程。

2. 研究期間

2019 年 6 月（倫理委員会承認後）～2021 年 3 月

3. 研究目的

日本では法医学者数が少ないことから解剖数は限られており、CT 画像を撮影し、少しでも多くのご遺体の死因を解明しようとする動きが活発になっています。死因解明に真に貢献するためには、確固たる剖検結果に裏打ちされた画像解釈による死因診断基準を確立することが不可欠です。死因となりうる疾患のひとつに大動脈解離がありますが、死後 CT では造影剤が使用できないことや死後変化が加わることなどにより、臨床と同様に診断することは困難です。そこで今回、剖検で大動脈解離が死因と診断された症例の死後 CT 画像を詳細に観察し直し、死後 CT で大動脈解離を評価・診断する方法の確立を試みます。

4. 研究方法

法医解剖で大動脈解離が死因と判断された症例の法医解剖前（死後）CT 画像を観察し直し、大動脈解離が死因であると診断することのできる根拠となるような所見を見出します。また剖検所見とも対比し、死後 CT による解離の性状（壁の裂け目の場所やサイズ、解離腔の長さや深さ、破裂の場所やサイズ、など）評価も試みます。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

法医解剖前（死後）CT 画像、解剖所見、鑑定書等。

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし。

7. 研究組織

本学単独研究。

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて、研究対象者の方もしくは対象者の代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも研究対象者の方に不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

〒980-8578 仙台市青葉区星陵町 2-1

東北大学大学院医学系研究科画像診断学分野

川住祐介

TEL：022-717-7936

研究責任者：

〒980-8578 仙台市青葉区星陵町 2-1

東北大学大学院医学系研究科画像診断学分野

川住祐介

TEL：022-717-7936

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合